

事務連絡  
平成27年 5月25日

介護保険サービス事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

### 要介護認定情報のお問い合わせについて（お願い）

日頃は、本市の介護保険に関し多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書提出済みの事業所につきましては、電話や窓口において、介護度に関するお問い合わせがあった場合、口頭で回答をさせていただいておりますが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に照らし合わせた場合、申請者の重要な個人情報に関し、必ずしも適正な取扱いではありませんでした。

利用者様へのサービス提供を早く実施したい各事業者の皆様のお考えも理解できますが、上記の理由により、今後は電話や窓口での要介護認定情報のお問い合わせについて、口頭での回答はいたしませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

要介護認定情報につきましては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）」により、被保険者証によりご確認ください。

#### お問い合わせ先

担当	介護保険係長 稲垣 介護認定係長 堀
電話	(058) 383-1778 (058) 383-1970